事業主の皆様へお願い

平塚公共職業安定所　雇用保険給付課

雇用保険の不正受給防止について

本来、雇用保険の基本手当等の失業給付の支給を受けることができないにもかかわらず、不正な手段により支給を受けたり、または受けようとした場合には、不正受給処分を受けることになります。（現実に給付を受けたか否かは問いません。）

事業主が離職証明書に虚偽の記載を行う等、偽りその他不正の行為をした場合には、不正に受給した者と連帯して不正受給金の返還、納付命令（返還金の最高２倍）を課されるほか、詐欺罪として刑罰に処せられる場合がありますので、ご注意ください。

「雇用年月日」は不正受給防止のポイントです

試用期間や見習期間も雇入れのうちですから、この期間について失業等給付（基本手当）を受給すると不正受給になります。

就職に関する証明書、離職証明書などは正確に

雇入年月日をはじめ、賃金や労働日数、働いていた期間等について、事実と相違する書類を使って不正受給する悪質な事例もあります。事業主の皆さんが行う証明は、正確に、偽りの記入を求められても絶対に受け入れないようにしてください。

「つい、うっかりと･･･」が事業主の連帯責任をまねきます

不正受給に関して、事業主の皆さんの証明が誤っていたり、承知しながら見逃していた場合、連帯責任を問われることがあります。

正しい申告、さわやか受給に、ご理解、ご協力をお願いします

ハローワーク平塚　TEL0463-24-8609
ホームページ随時更新中！是非ご覧ください

厚生労働省
神奈川労働局

【 R7.3 】